

行方市スクールバス（麻生小学校コース）運行業務委託事業者
選定プロポーザル実施要領（案）

1 目的

この要領は、行方市スクールバス（麻生小学校コース）運行業務を委託するにあたり、利用者である児童生徒の安全性の確保及び利便性の向上をもって、かつ、効率的に運行できる事業者を、優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- （１）業 務 名 行方市スクールバス（麻生小学校コース）運行業務
- （２）業務内容 行方市スクールバス（麻生小学校コース）運行業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに
- （３）履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで 5 年間
- （４）業務上限額 2 9 5, 5 0 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は提案内容を審査するための目安であることに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たす者とする。

- （１）行方市内に主たる事務所を有する事業者であること。
- （２）道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行の種別に限る。)の許可を取得し、現に実施している者であること、又は一般乗合旅客自動車運送事業者(路線不定期運行の種別を除く。)、一般貸切旅客自動車運送事業者若しくは一般乗用旅客自動車運送事業者のいずれかであり、運行開始日までに一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行の種別に限る。)の許可を取得できる者であること。
- （３）過去に本事業と同種又は類似の事業を受注した実績があること。
- （４）運行開始日までに、当該路線について道路運送法をはじめ関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (7) 参加表明書提出日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、その他経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 参加表明書提出日現在、行方市暴力団排除条例（平成23年行方市条例第21号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (9) 運行対象校の通学区域を含む合併前の旧市町村の区域内に営業所を有し、又は運行開始前までに営業所を有することが確実であること。事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者。
- (10) 共同企業体による参加の場合は、上記（1）から（9）までに掲げる条件をすべて満たしている者による共同企業体であること。

4 参加に関する留意事項

本プロポーザルへ参加するにあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 費用負担

参加にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとする。

(3) 特許権の使用責任

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等を使用した結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。

(4) 提出資料の取り扱い

提出された資料は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

(5) 参加希望者の複数提案の禁止

参加希望者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、当該提出書類について後日参考資料を求めることができるものとする。

(7) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は無効とする。

5 提案募集及び選定のスケジュール

- (1) 実施要領公開 令和7年7月10日(木)から10月9日(木)
- (2) 質問受付 令和7年9月25日(木)午後5時まで
- (3) 参加表明書の提出 令和7年10月2日(木)午後5時まで
- (4) 企画提案書提出 令和7年10月9日(木)午後5時まで
- (5) 審査会の開催 令和7年10月22日(水)午後2時から
- (6) 審査結果の公表 令和7年10月30日(木)

6 実施要領等の公開

- (1) 公開期間 令和7年7月10日(木)から10月9日(木)
- (2) 公開方法 行方市ホームページ「事業者」→「事業者のお知らせ」
行方市掲示場への掲示

7 実施要領等に関する質問受付及び回答

本事業のプロポーザルの内容について質問のある者は、質問書(様式第1号)により提出すること。

- (1) 受付期限 令和7年9月25日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 行方市教育委員会学校教育課
- (3) 提出方法 FAX(0291-35-1785)又は電子メール
- (4) 回答方法 令和7年9月30日(火)までに行方市ホームページで回答する。

8 参加表明書の提出

参加希望者は、期限内に参加表明書(様式第2号)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年10月2日(木)午後5時まで

(2) 提出先 行方市学校教育課

(3) 提出方法 FAX (0291-35-1785) 又は行方市学校教育課へ直接提出

※FAXの場合は、学校教育課へ受信確認の連絡をすること。

9 企画提案書の提出について

参加希望者は、企画提案書(様式第3号)、運行経費見積書(様式第4号)及びその他必要な書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年10月9日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 行方市教育委員会学校教育課

(3) 提出方法 窓口へ直接提出すること。郵送不可。

(4) 提出書類

参加希望者は、以下の書類について提出すること。(共同企業体の場合は構成員ごとに提出)

ア 企画提案書 9部(正本1部・副本8部)

(注) 副本については、ヒアリング及びプレゼンテーションで審査に使用するものとし、審査の公平性を期するため、提案者名は「弊社」とすること。また、提案者を類推できるような記号やマークは書類に記載しないこと。

イ 財務諸表(直近の3決算期の貸借対照表、損益計算書) 1部

ウ 国税および地方税を滞納していない証明書(写しで可) 1部

エ 運行経費見積書 1部

オ 道路運送法に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し 1部(許可を受けていない者にあつては誓約書(様式第5号)を提出してください。)

カ 共同企業体協定書の写し(共同企業体の場合のみ)

10 企画提案書等作成要領

(1) 企画提案書

参加希望者は、「企画提案書の提出について」(様式第3号)を表紙とし、仕様書に基づき提案書を作成すること。

なお、次の項目について、一部又は全部を記載し、20ページ以内にまとめること。

ア 事業履歴

会社概要、本事業の担当営業所、営業所の業務別従事者数、車種別保有車両数、同種・類似の実績一覧（事業名、発注者、請負金額、契約期間、事業の概要等）

イ 事業担当体制

総括責任者・主任担当者等の資格・経歴、同種類似事業実績、現在の手持ち業務

ウ 本事業への提案

（ア）安全確保方策

- a 国土交通省による処分状況（過去5年間）
- b 重大事故の発生状況（過去5年間）
- c 運行管理の体制
- d 車両整備・点検の体制

（イ）利便性・経済性の向上方策

- a 最適な停留所・ルート及び必要車両数等に関するもの
- b 利用者への対応に関するもの
- c 感染症拡大防止対策に関するもの
- d その他利用者利便性の確保に関するもの

（ウ）環境への配慮

（エ）緊急時の対応能力

- a 事故等の処理体制
- b 事故等の損害賠償
- c 災害発生時等緊急時の対応
- d 車両故障時の車両準備対応

（オ）運行開始日までの工程計画

（カ）その他、参加希望者が独自で提案するもの

（2）運行経費見積書

運行経費見積書については、積算内訳を添付し提出すること。なお、運行経費見積額は次に掲げるものとする。

ア 運行経費内訳

- （ア）運転士人件費（運転士の給与、手当、賞与、厚生費等含む）
- （イ）燃料油脂料（ガソリン、軽油、オイル等含む）
- （ウ）車両修繕費（車検、定期点検等含む）
- （エ）車両導入費（車両減価償却費、車両リース料等含む）

- (オ) 自動車損害賠償責任保険料
- (カ) 自動車任意保険料
- (キ) 賦課税（自動車税、自動車重量税等含む）
- (ク) 一般管理費(事務人件費等含む)
- (ケ) その他運行業務に必要な経費（※）

※車両清掃や事業期間中の運行に係る備品の保管・管理、乗降客の安全確保に関する運転士への教育費及び消耗品等、運行に必要な業務を含むものとする。

イ 運行許可手続きに係る経費

(3) 提出方法

企画提案書及び見積書は、次のとおり提出すること。

ア 企画提案書 9部（正1部、副8部（写し可））

※紙ベースA4サイズ、長辺とじ。両面刷りでページ番号を付すこと。

※プレゼンテーションは、提案書を使用して行うこととする。

イ 運行経費見積書（社印押印）

(4) 企画提案書の提出後の取扱い

企画提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。ただし、提出された企画提案書に不備等があった場合、補正を求めることがある。

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第5号）を令和7年10月6日（月）午後5時までに郵送または学校教育課へ直接提出すること。

(6) その他留意事項

提出書類について、行方市情報公開条例（平成17年行方市条例第10号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。（受託候補者決定前において、当該決定に影響を及ぼす恐れがある情報については、決定後の開示とする。）ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上地位その他正当な利害を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当する場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

11 審査委員会

(1) 審査委員会の開催

開催日時 令和7年10月22日（水）午後2時から

※開催場所及び時間は、参加希望者に別に通知する。

（2）プレゼンテーション

ア プレゼンテーションに参加できる者は自社の社員3人以内とする。

イ 持ち時間はプレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度とする。

ウ 予定された開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。

エ プレゼンテーションにおいてパソコン及びプロジェクター等の機器を使用する場合は、事前に学校教育課へ連絡すること。なお、プロジェクター等の機器については市が用意し、パソコンについては参加希望者が用意するものとする。

（3）審査・選定方式

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、審査委員会において総合的に評価し、総合得点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者として決定する。また、参加者が1者のみの場合においても審査委員会を開催し、その提案内容が優れていると審査委員会において審査された場合は、その参加者を最優秀提案者として決定する。

書類の審査やヒアリング及びプレゼンテーションは、審査の公平性を期するため、事業者名を伏せて行うこととする。

（4）企画提案の審査基準

企画提案書に記載された内容は、主に次の視点から審査する。

ア 運行業務を安定して確実に提供できるか。

イ 安全で安心な運行業務を提供できるか。

ウ 適切な運行計画及び運行管理を行う能力があるか。

エ 適切な乗務員の教育や管理を行う能力を備えているか。

オ 運行管理や車両の整備などを適切に行う体制が整っているか。

カ 事故発生時など緊急事態に適切に対応できるか。

キ 利便性・経済性を向上させる方策があるか。

ク 運行費用が適切に見積もられているか。

（5）審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、参加希望者に文書により通知するとともに、市ホームページにて最優秀提案者名および得点を公表する。電話や口頭、FAX、電子メール等による問合せには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

12 失格条項

参加希望者又は参加希望者の提出書類が、次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加希望者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合

13 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と行方市が協議して定めるものとする。

14 問合せ先

行方市教育委員会学校教育課

住所 行方市山田2564-10

電話 0291-35-2111(内線203)

FAX 0291-35-1785

電子メール name-gakkyo@city.namegata.lg.jp